

(使用にあたり守っていただく注意事項)

- 1、新規就農者技術習得管理施設一箇月以上の使用料金は、入居月日起算の一箇月とし、一箇月分を前納していただきます。
ただし、一箇月未満の利用者は、入居日数に応じて条例に基づいた利用金額を前納していただきます。
- 2、一箇月の使用を超える場合、電気、上下水道、ガス使用の実費分は、翌月の請求時に前月一箇月分として合算し請求いたします。
- 3、始めに申告した使用者以外の方と共同利用するときは、あらかじめ承認が必要になります。
- 3、使用者は、施設や周囲共用部分の利用には必要な注意を払い正常な状態において維持する義務があります。
これに違反、または、使用者の責めにより施設などを損傷したときは、使用者が現状に回復するか、その費用を賠償しなければなりません。
- 4、施設機器、備わっている用具の老朽や自然的な故障の場合は管理者が修繕、又は、更新をしますが、使用者の責による修繕が必要になった場合は、使用者の責任で修繕していただきます。
- 5、施設は使用者以外の者に貸してはいけません。また、施設の運用目的以外に利用したり勝手に模様替え、増築はできなく外に工作物も立てられません。
これらの事項を発見した場合、ただちに現状に回復していただきます。
- 6、申請した月日に満たなく管理者合意の使用終了は、別添使用料還付申請書の提出により使用終了時に清算いたしますので、使用料還付申請書を提出してください。
- 7、使用終了時は、管理者立会いのもと清掃状況や用具の状況を確認の上の退室となり、状態によっては再清掃後の退室になる場合もありますので、事前に十分な清掃をお願いいたします。
- 9、期日までに使用料が支払われなく督促にも応じない場合、使用許可を取り消すことができることとし、徴収不能になった使用料は前払い使用料から清算いたします。
- 10、鑑賞用魚以外、ペット同伴は禁止致します。
- 11、壁に画びょうやピンでポスター、カレンダーなどを刺すことは禁止いたします。
- 12、退去時灯油は満タン返しでお願いいたします。